

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-435 改 0
提出年月日	平成 30 年 6 月 1 日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 本文  
補機駆動用燃料設備の基本設計方針

抜粋資料

2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針，適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
—	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。
—	<p>第1章 共通項目</p> <p>補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁等を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
—	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 補機駆動用燃料設備</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料は，ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクに貯蔵する。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプ，可搬型代替注水中型ポンプ及びホイールローダの燃料は，可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて給油できる設計とする。</p>
—	<p>2. 主要対象設備</p> <p>補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の対象となる主要な設備について，「表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト」に示す。</p>